

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

原判決中第一審判決を破棄自判した部分（第一審判決第三の事実に関する部分）に関する弁護人細野良久の上告趣意は、違憲（憲法三五条違反）をいう点をも含め、その実質はすべて単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、原判決中被告人の控訴を棄却した部分（第一審判決第一及び第二の事実に関する部分）に関しては、上告趣意書に具体的な上告理由の記載がないので、刑訴規則二四〇条に定める方式に違反し、不適法である。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号、二号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五二年一月一九日

最高裁判所第一小法廷

裁判官	下	田	武	三
裁判官	岸		盛	一
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	団	藤	重	光